

資料編

用語解説

【あ行】

一般廃棄物(P1 ほか)

産業廃棄物以外の廃棄物のこと。家庭生活から排出される廃棄物だけでなく、事業活動に伴って発生する産業廃棄物以外の廃棄物も一般廃棄物である。

【か行】

家庭系ごみ(P12 ほか)

家庭から発生する一般廃棄物

拠点回収方式(P22 ほか)

ごみの排出者が、主に公共施設等の定められた場所に持って行き、回収を行う方法。

経済センサンス(P7)

事業所及び企業の経済活動の状態を明らかにし、我が国における包括的な産業構造を明らかにするとともに、事業所・企業を対象とする各種統計調査実施のための母集団情報を整備することを目的としたもの。経済センサンスにより作成される経済構造統計は、国勢統計（国勢調査）、国民経済計算に準ずる重要な統計として、「統計法」（平成19年法律第53号）という法律に基づいた基幹統計に位置付けられている。

【さ行】

産業廃棄物(P10 ほか)

事業活動に伴って生じた廃棄物であって、廃棄物処理法で定めるもの(燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類等)

事業系ごみ(P12 ほか)

事業活動に伴って発生する一般廃棄物

資源回収活動事業 (P18)

新聞、雑誌・雑紙、段ボールなどの古紙や古布などの資源ごみを、町内会や子ども会、PTA、マンション管理組合などの住民団体が回収し、再生資源業者に引き渡すことにより、有効な資源となる活動。

ごみの減量や資源化が推進されるとともに、地域コミュニティづくりにも役立つ活動。

市町村協議 (P33 ほか)

廃棄物処理法第6条第4項に基づき、市町村が当該市町村の区域を越えて一般廃棄物の搬入または搬出を行う場合には、当事者である市町村間で密接に連絡を取り、相互の一般廃棄物処理計画に齟齬を来たさないよう努める必要があることから、市町村間で協議を行うもの。

焼却残渣 (P20)

廃棄物の焼却後に燃え残るもの。

食品ロス (P42 ほか)

まだ食べられるものが捨てられていること。(食べ残し、売れ残り、手つかずの食品などが廃棄されること。)

ステーション方式 (P22 ほか)

ごみの排出者が、地域で決められたごみステーション(集積所)にごみを出し、回収を行う方法。

ストーカ方式 (P24)

焼却炉の種類のひとつ。ごみを可動する火格子(ストーカ)上で移動させながら処理する焼却炉

スリーアール 3 R (P30)

ごみを減らすための R ではじまる 3 つの行動

- ・ Reduce(リデュース) … ごみをつくらない(発生させない)
- ・ Reuse(リユース) … 繰り返して使うこと
- ・ Recycle(リサイクル) … 資源として再生利用とすること

【た行】

展開検査 (P44)

処理施設に搬入されたごみをプラットホーム等に展開し、適正でないごみが含まれていないか中身を検査すること。

トレンド法 (P33)

過去の動態、いわゆるトレンド（傾向）が、将来も同じように推移するという考え方による推計方法。

【は行】

パッカー車 (P44)

車体の後部に積込み装置がある機械式ごみ収集車

飛灰 (P21)

可燃性廃棄物を焼却炉で焼却処理する際、排ガス中に同伴されてバグフィルタなどの集塵装置で捕集された固形物(すす、灰など、燃焼廃ガス中に含まれる固体の粒子状物質)をいう。

不燃残渣 (P20)

焼却せずに埋め立てる廃棄物(陶器・ガラス等)のこと。